

議案第 29 号

佐倉市いじめ問題対策連絡協議会及び佐倉市いじめ対策調査会設置条例  
の制定について

佐倉市いじめ問題対策連絡協議会及び佐倉市いじめ対策調査会設置条例を別  
紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市いじめ問題対策連絡協議会及び佐倉市いじめ対策調査会設置条例  
(佐倉市いじめ問題対策連絡協議会の設置)

第1条 いじめの防止等(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第1条のいじめの防止等をいう。以下同じ。)を関係機関及び関係団体と連携して推進するため、法第14条第1項の規定に基づき、佐倉市立小学校、佐倉市立中学校、佐倉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、佐倉市を所管する児童相談所、千葉地方法務局、千葉県警察その他の関係者により構成される佐倉市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(佐倉市いじめ対策調査会の設置)

第3条 教育委員会に、法第14条第3項に規定する附属機関として、佐倉市いじめ対策調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(調査会の所掌事務)

第4条 調査会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) いじめの防止等に関する調査研究
- (2) 市が実施するいじめの防止等に関する審議
- (3) 法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合における事実の確認並びに調査及び審査

(調査会の組織)

第5条 調査会は、6人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者の

うちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 臨床心理士
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法第2条第1項に規定するいじめに関する調査又は審議を行うために必要な、教育、法律、医療、心理、福祉等についての知識又は経験を有すると教育委員会が認める者  
(調査会の委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(調査会の委員長及び副委員長)

第7条 調査会に、委員長と副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(調査会の会議)

第8条 調査会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 調査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 調査会の議事について特別の利害関係を有する委員は、調査会の会議に出席することができない。
- 4 調査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の

機関に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(調査会の委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(調査会の委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 美術館運営協議会の項の次に次のように加える。

いじめ対策調査会	委員長	日額	8,100円	
	委員	日額	7,600円	